

お知らせ

令和2年12月14日
宇部市総務財務部契約課

建設工事の入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いますので、お知らせします。

記

1 特定建設工事共同企業体の対象工事に係る請負設計金額の見直しについて

建設資材価格及び公共工事設計労務単価の上昇、また消費税及び地方消費税の引上げなどを考慮し、共同企業体の対象となる請負設計金額を見直します。

【現行】

- (1) 請負設計金額が1億5千万円以上の土木工事
1億5千万円以上の場合は2社、3億円以上の場合は3社
- (2) 請負設計金額が2億円以上の建築工事
2億円以上の場合は2社、4億円以上の場合は3社
- (3) 前2号に掲げる工事以外の建設工事であって、請負設計金額が1億円以上のもの

【改正後】

- (1) 請負設計金額が2億円以上の土木工事
2億円以上の場合は2社、4億円以上の場合は3社
- (2) 請負設計金額が2億5千万円以上の建築工事
2億5千万円以上の場合は2社、5億円以上の場合は3社
- (3) 前2号に掲げる工事以外の建設工事であって、請負設計金額が1億5千万円以上のもの

2 関連要領

宇部市特定建設工事共同企業体取扱要領

3 施行日

令和3年4月1日